

令和8年度初任者研修等資格取得支援事業 介護職員初任者研修追加講座募集要領

1 実施スケジュール

- 8月3日（月）～8月17日（月）正午：追加講座募集期間
8月26日（水）：追加講座の決定・決定通知送付
8月28日（金）：東京都福祉人材センターホームページにて追加講座の公開

2 対象事業者

令和8年度初任者研修等資格取得支援事業受託事業者

3 対象講座

令和8年10月1日（木）以降に開講となる介護職員初任者研修講座。

ただし、契約書の別添仕様書第5条に定めている通り、1事業者当たりの本事業指定定員数の合計人数は100名以内となるよう留意すること。

なお、追加講座募集期間開始日時点で受講者決定済みの講座のうち、受講決定人数が当初予定していた本事業指定定員数に達していない場合には、その残席数と同数を合計人数100名の中で本事業指定定員数として調整することを可能とする。

また、初任者研修等資格取得支援事業対象講座として採択済みの講座において、本事業定員を増員することも可能とする。

4 提出書類(応募様式)

- (1) 追加講座応募申込書【追加応募様式1】（法人として申請）
- (2) 追加講座一覧【追加応募様式2】
- (3) 追加講座実習施設一覧【追加応募様式3】*但し、実習を行う場合のみ
- (4) 追加する講座における事業指定決定通知書の写し若しくは研修指定機関への研修事業指定申請書の写し
*マーカー等で申込み講座が判別できるようにして下さい。

5 提出期限及び提出方法

令和8年8月17日（月）正午（※必着）までに、メール【送信先：kaigo-syutoku@tcs.w.tvac.or.jp】及び郵送にてご提出下さい。

6 追加講座の決定

- (1) 決定方法
応募いただいた追加講座は、研修日程及び通学の利便性等により東京都福祉人材センターが調整後決定します。
- (2) 決定通知
決定後、応募いただいた事業者に通知します。なお、決定内容に関する質問や疑義は一切受け付けません。
- (3) 委託契約
追加講座についても、既に受託事業者と本会とで締結した委託契約に含まれることとし、新たな委託契約を締結する必要はありません。ただし、既契約書に貼付した収入印紙については、最終的な委託金額（契約金額）により、追加貼付の必要が生じる場合があります。このことについては、最終的な委託金額（契約金額）が確定した際に、人材センターより改めて通知いたします。
- (4) 東京都福祉人材センターホームページへの公開
追加講座についても、事業者の名称・連絡先・研修日程・最寄駅等を東京都福祉人材センターホームページにて公開します。

7 その他

- (1) 開講日程の都合上、申込みいただく講座は東京都の研修事業指定の申請済みである必要があります。
- (2) 事業者独自提案（130時間の研修＋αの提案）については、追加講座においても実施いただきます。
- (3) 受講生一人当たりの委託料については、既に委託契約している金額となります。
- (4) 本事業は東京都予算により実施しています。受講希望者の申込状況によっては、事業期間の終了が早まる可能性がありますので予めご承知おきください。
※事業終了が早まる場合には改めてその旨をご連絡します。

8 問い合わせ・提出先

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター（佐伯・須藤）

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 7 階

メールアドレス：kaigo-syutoku@tcs.w.tvac.or.jp Tel：03-5211-2910 fax：03-5211-1494